

産業廃棄物収集運搬業許可証

兵庫県尼崎市東海岸町1番地の4
 浜田化学株式会社
 代表取締役 岡野 嘉市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 令和4年10月3日
 許可の有効年月日 令和9年10月2日

1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）			
燃え殻	○	動物系固形不要物	○
汚泥	○	ゴムくず	○
廃油	○	金属くず	○
廃酸	○	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
廃アルカリ	○	鋳さい	○
廃プラスチック類	○	がれき類	○
紙くず	○	家畜ふん尿	○
木くず	○	家畜の死体	○
繊維くず	○	ばいじん	○
動植物性残さ	○	政令第2条第13号廃棄物	○
上記のうち			
自動車等破砕物であるもの	×	水銀使用製品産業廃棄物であるもの	○
石綿含有産業廃棄物であるもの	○	水銀含有ばいじん等であるもの	○
備考			

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当無し

3. 許可の条件 無し

4. 許可の更新又は変更の状況
 令和4年10月3日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無し
 市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無し

(以下余白)